

国民年金



第3号被保険者は配偶者の転職や退職等によっても届け出が必要です

国民年金の「第3号被保険者」（厚生年金や共済年金に加入している配偶者に扶養されている20歳以上60歳未満の人）は、本人が就職したときだけでなく配偶者が転職・退職したときなどにも届け出が必要になります。

第1号被保険者になると、ご本人で国民年金の保険料を納める必要があります。必要な届け出を忘れてそのままにしておくと、未加入期間や未納期間となり、将来年金が受けられなくなったり減額されたりする場合があります。ご注意ください。

■配偶者が退職・65歳到達・死亡したとき

（3号から1号へ…本人が市役所・町村役場へ届け出）

■本人の収入増、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったとき

（3号から1号へ…本人が市役所・町村役場へ届け出）

■配偶者が転職したとき（退職した翌日に再就職したとき）

（3号の種別確認…転職後の勤務先事業所から年金事務所へ届け出）
くわしくはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

・洪川年金事務所 国民年金課

☎0279・22・1607

6月は廃棄物適正処理推進強化月間です

群馬県では、廃棄物の不法投棄や不法焼却などの不適正な処理を防止するため、6月を「廃棄物適正処理推進強化月間」と定めています。

期間中、休日監視パトロールやヘリコプターによる上空からの監視、啓発活動など適正処理に向けた取り組みを集中的に実施します。

不法投棄などの不適正処理は、未然防止と早期発見がとて重要で、地域の環境は地域で守る観点から、県民の皆様にも不適正処理情報（日時・場所等）の提供にご協力をお願いします。

例…出張先で廃棄物の投棄と思われる場所を見つけた。

例…自宅近くで廃棄物の焼却と思われる行為を見かけた。

●不審な行為に関する通報・問い合わせ先

群馬県産業廃棄物110番

☎0120・81・5324

県庁廃棄物・リサイクル課

☎027・226・2865

県環境森林事務所、県環境事務所

労働者派遣先事業主の皆様へ

労働者派遣法が改正されて平成30年9月30日で3年が経過します。以下のルールは、平成27年9月30日以降に締結・更新された労働者派遣契約に適用されます。

①受入期間制限ルール

派遣先の「事業所単位」の期間制限

派遣先は、同一の事業所で派遣可能期間（3年）を超えて受入れはできません。

※ただし、3年経過の1か月前までに過半数の労働組合等から意見聴取をすれば3年を限度に延長可能です。

イ 派遣労働者の「個人単位」の期間制限

「事業所単位」の派遣可能期間を延長した場合も、派遣先の事業所における同一の組織単位で3年を超えて同一の派遣労働者を受入れることはできません。

②無許可派遣を行う事業主からの受入れ禁止

平成27年労働者派遣法の改正で、労働者派遣事業は許可制に1本化されました。派遣元が経過措置で（旧）労働者派遣事業を行うことができるのは平成30年9月29日までです。平成30年9月30日以降に派遣を受入れる場合は、派遣元事業主の許可取得・申請状況を必ず確認してください。

労働者派遣法が改正されて平成30年9月30日で3年が経過します。以下のルールは、平成27年9月30日以降に締結・更新された労働者派遣契約に適用されます。

③労働契約申し込みなし制度

派遣先が違法な派遣労働者を受入れた場合は、派遣元の労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申し込みをしたものとみなされる場合があります。

④雇用安定措置への対応

派遣元から①派遣労働者の直接雇用の依頼があった場合は派遣先として真摯な検討を行うなど適切な対応をお願いします。なお、派遣元では①以外に②合理的就業機会の確保・提供、③派遣元での無期雇用、④その他安定した雇用の継続が図られると認められる措置を講じる必要があります。

※前記①～④には例外あり。また、記載項目のほかにもご留意いただく点があります。

●問い合わせ先

群馬労働局需給調整事業室

☎027・210・5105

吾妻広域町村圏 振興整備組合 消防職員の募集 について

吾妻広域町村圏振興整備組合では、平成31年度に採用する職員を募集します。

①採用予定職種・人員
消防職 3名

②受験資格 次の①②のいずれかに該当し、それぞれ③④の条件を満たす者。

①高等学校を卒業または平成31年3月卒業見込みの者。
②高等学校卒業程度認定試験合格者または平成31年3月までに合格見込みの者。

消防職

③採用後、吾妻郡内に居住できること。

④平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者。

③試験日・内容・会場

○第1次試験

(群馬県町村会が実施する県内町村職員採用統一試験)

●期日 平成30年9月16日(日)

●内容 教養試験及び適性

検査

●会場 中之条町役場

○第2次・3次試験

(第1次・2次試験合格者を対象とする)

●内容 作文・口述試験(面接)、体力試験

●期日 平成30年10月中旬から11月下旬

●会場 バイテック文化ホール他

④受験申し込み期間 平成30年7月2日～7月31日

※受験申込書は、組合ホームページからダウンロードできます。

また、7月2日以降消防各署並びに吾妻広域事務局に用意します。

⑤申し込み方法

簡易書留または特定記録郵便(7月31日必着)、あるいは直接持参で吾妻広域町村圏振興整備組合事務局へ提出してください。

⑥申し込み・問い合わせ先

吾妻広域町村圏振興整備組合事務局 〒377-0425 群馬県吾妻郡中之条町大字西中之条135番地(バイテック文化ホール2階)

☎0279・75・4700

詳しくは吾妻広域町村圏振

興整備組合ホームページに掲載します。 <http://www.agakouiki.jp/> または「あがつま広域」で検索してください。

平成30年度 税務職員採用試験

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員(国家公務員)を募集します。

●受験資格

①平成30年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成31年3月までに高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者

②人事院が右記①に掲げる者に準ずると認める者

●試験の程度

高等学校卒業程度

●申し込み方法等

【原則】インターネット申し込み、説明に依り入力する。
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

○受付期間

平成30年6月18日(月)

午前9時～6月27日(水)

「受信有効」

「インターネット申し込みができない場合」郵送又は持参

○問い合わせ先

第1次試験地を所轄する

国税局(国税事務所)

●試験日

第1次試験日

平成30年9月2日(日)

第2次試験日

平成30年10月10日(水)～10月19日(金)のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時

●合格発表日

第1次試験合格者

平成30年10月4日(木)

最終合格者

平成30年11月13日(火)

●問い合わせ先

インターネット申し込みに関する問い合わせ
人事院人材局試験課

☎03・3581・5311

内線2333 午前9時～午後5時

右記以外の問い合わせ
関東信越国税局 人事第二課試験係

☎048・600・3111 内線2097

午前8時30分～午後5時(土・日曜日及び祝日等の

休日は除く。)

忘れていませんか 自動車税

自動車税の納期限は5月31日です。うっかり納め忘れた人、口座振替で引き落としにならなかった人はいませんか。まだ納めていない人は、急いで納めましょう。

●納税場所 県内の金融機関、郵便局、県自動車税事務所(前橋市上泉町)、県行政県税事務所、コンビニエンスストア、「Pay-easy」対応のインターネットバンキング・モバイルバンキング・現金自動預払機(ATM)・Yahoo! 公金支払いホームページ(<https://koukin.yahoo.co.jp/>) (クレジットカードによる納税)

●その他 口座振替納税で5月31日に引き落としにならなかった場合や、納税通知書を紛失してしまった場合は納付書を送付します。県自動車税事務所または県行政県税事務所に連絡してください

●問い合わせ先

県自動車税事務所
☎027・263・4343

県行政県税事務所